

事業計画書

(神奈川県聴覚障害者福祉センター)

団体等の名称	社会福祉法人 神奈川県聴覚障害者総合福祉協会
代表者の氏名	理事長 渡邊 千城
申請者の主たる事務所の所在地	〒251-8533 神奈川県藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内
電話番号	0466-27-1911
ファクシミリ番号	0466-27-1225
メールアドレス	office@kanagawa-wad.jp
担当者名	熊谷 徹

【記載要領】

- 項目ごとに、※の内容を踏まえ、指定管理者としての特色ある取組(セールスポイント)がわかるように記載してください。
- 「神奈川県聴覚障害者福祉センターの維持管理及び運営等に関する業務の基準」等を熟読し、本県が求める業務基準の内容について充分把握のうえ、ご記載ください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。(記載例：別紙1のとおり)

Ⅰ サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針

※ 公の施設としての、聴覚障害者福祉センターの設置目的及び役割を踏まえ、どのような運営を目指すのか、基本的な考え方を記載してください。

また、聴覚障がい者の自立支援や社会参加など、聴覚障がい者福祉に関する理念についても記載してください。

基本方針

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会は、公の施設としての設置目的及び役割である「聴覚障がい者に対して、その社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、身体障害者福祉法第 34 条の規定により日常生活に必要な情報を提供し、及び聴覚障がい者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る」ための施設として、当法人理念のもと、聴覚障がい者の視点に立ち、聴覚障害者福祉センターを運営します。

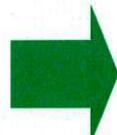
総合的な施設の運営についての考え方

当法人は、「聴覚障がい者の社会参加と完全な平等の実現を目指す」ことを基本理念に、聴覚障がい者をはじめ全ての人々の人権が守られ、不合理な差別を受けることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるような社会の実現に向かって日々邁進します。

ノーマライゼーションの思想を根底とし、「ひとりひとりを大切に」ことを基本的な考え方として、聴覚障がい者中心の法人であるという特色を活かし、聴覚障がい者関係団体、自治体、関係機関等と連携しつつ、次の基本方針にそって運営にあたります。

- 1、当事者でなければ気づかないニーズを掘り起こし、きめ細かいサービスを行います。
- 2、聴覚障がい者の視点に立ち、適時、聴覚障がいに関する情報を発信します。
- 3、地域における聴覚障がい者の自立及び社会参加を支援します。
- 4、聴覚障がい者の自立及び社会参加への支援者をサポートします。
- 5、聴覚障がい者を含む全ての県民の平等利用に取り組みます。
- 6、施設運営を支えるのは、人の知恵・行動力と考え、適正な人材を確保します。
- 7、法令及び条例遵守を徹底し、諸規程の整備を含め、適切な管理を行います。
- 8、災害時における聴覚障がい者の支援拠点として取り組みます。

- ・聴覚障がい者の社会的自立促進
- ・日常生活に必要な情報提供
- ・聴覚障がい者へのサポート体制の整備



聴覚障がい者の福祉の増進

1、当事者でなければ気づかないニーズを掘り起こし、きめ細かいサービスを行います。

講座、講習会、研修会等でのアンケートの実施、相談業務から提起されるニーズの把握、各関係団体との懇談会での意見集約、ロビー設置の提案箱に寄せられる利用者の声等に加え、聴覚障がいを持つ職員からの意見などを通して得た**聴覚障がい者からの声**をサービスに反映させ、親しまれる施設を目指します。

2、聴覚障がい者の視点に立ち、適時、聴覚障がいに関する情報を発信します。

ホームページの運用等 ICT 技術を活用し、積極的な情報の受・発信に取り組みます。ICT 技術の進化に伴うホームページの改編をはかり、動画のストリーミング配信を実施しました。ストリーミング配信の実施は、文字情報だけでなく手話として情報伝達が可能となり、**聴覚障がい者に最新情報の提供**を可能にします。今後、更に充実に努めていきます。

3、地域における聴覚障がい者の自立及び社会参加を支援します。

相談事業の地域実施等、**地域における聴覚障がい者の福祉環境**の改善、向上のためのネットワーク化、アウトリーチの実施を進めます。

4、聴覚障がい者の自立及び社会参加への支援者をサポートします。

手話通訳者及び要約筆記者の質の向上のための研修、手話通訳者・要約筆記者の養成を、法人本部事業と連携して行うことにより、内容の充実を図ります。情報保障者としての手話通訳技術、要約筆記技術の向上、聴覚障がい者にかかわる最新情報の提供や、頸肩腕障がいについての知識など、手話通訳者、要約筆記者として活動していく上で欠かせない情報の取得とともに、資質の向上をはかっていきます。

5、聴覚障がい者を含む全ての県民の平等利用に取り組みます。

継続的な聴障センターまつりの実施によって、近隣住民との交流による**地域への普及啓発**につながるとともに、地域の青少年育成という観点から周辺小学校の集会やスポーツ活動での利用を今後も増やします。また、高校生対象の講座、HP の動画配信、出前コミュニケーション講座、企業向けコミュニケーション支援研修等による、**県域での聴覚障がい理解の普及啓発**に取り組みます。

6、施設運営を支えるのは、人の知恵・行動力と考え、適正な人材を確保します。

「人」は施設運営資源の大きな要素のひとつであり、当法人最大の強みである職員の**人間力**によって、利用者に満足していただける施設にしていきます。

7、法令及び条例遵守を徹底し、諸規程の整備を含め、適切な管理を行います。

適切なりスク管理によって、健全で効率的な施設運営が実現でき、職員の責任感や意欲の低下を防ぎ、職場秩序の維持・確保を容易にしていきます

8、災害時における聴覚障がい者の支援拠点として取り組みます。

- 震災時、①防災放送が聞こえない
②避難所では情報が得られない
③仮設住宅がバリアフリーではない等の課題がみえてきました。

当法人はこの課題を受け止め、防災情報をホームページ等で情報提供するほか、県行政や聴覚障がい当事者団体・支援者団体、地域住民とともに、福祉避難所機能を含め**災害時の対応や支援内容について検討**を重ねていきます。

当法人理念と沿革

理 念

- 一、聴覚障害者の社会参加と完全な平等の実現を目指す。
- 一、聴覚障害（者）の問題を掘り起こし、解決に向けて取り組む。
- 一、聴覚障害者のニーズに合った適切なサービスを提供する。
- 一、聴覚障害に関わる正しい知識を社会に啓発し普及する。
- 一、聴覚障害者が主体性を発揮して経営する。

当法人は、多様な福祉サービスが聴覚障がい者等の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、聴覚障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、聴覚障がい者が抱えている不便さ及びニーズに合った適切なサービスの提供並びに聴覚障がい者に関する正しい知識を社会に普及・啓発することは、**当事者である聴覚障がい者が主体となって行うことが最も適切**であり、そうすべきであるという理念の下に、当事者である聴覚障がい者の団体が中心となって、2001年（平成13年）12月に設立されました。

2002年（平成14年）4月に神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理運営を県から委託を受け、また、2006年（平成18年）4月から第1期目、2011年（平成23年）4月から第2期目、2016年（平成28年）4月からは第3期目、2021年（令和3年）4月から第4期目の指定管理者として、これまで順調に管理運営を行うとともに、企業や学校等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣、手話講習会等への講師の派遣を行って来ました。

また、2008年（平成20年）度から、「聴障センターまつり」を実施し、聴覚障がい者からの情報発信、地域住民との交流等をすすめ、地域住民の施設利用にもつながっています。

1 サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(2) 委託の考え方

※ 業務の一部を委託する場合の業務内容、委託先選定の考え方（県内事業者・障害者雇用企業等）について記載してください。

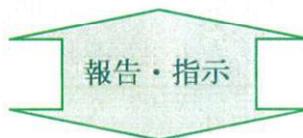
基本方針

聴覚障害者福祉センターの維持管理業務を円滑に安全に、また高水準に行い利用者サービスの向上を図るために、**業務のレベルとコストから望ましいと思われる業務**については専門の業者・団体に委託します。（「委託予定業務一覧表」参照）当法人のこれまでの施設運営経験を活用した業務仕様書を作成し、業務遂行状況や利用者からの声を反映しつつ、継続的に維持管理水準の向上を行います。

委託先の選定にあたっては、**県内中小企業者、障がい者雇用企業等への優先発注**を図ります。なお利用者の安全の確保や設備機器の長寿命化を図る観点から、特に高い専門性が求められる設備や機械類に関しては、製造・設置業者へ委託することも検討します。

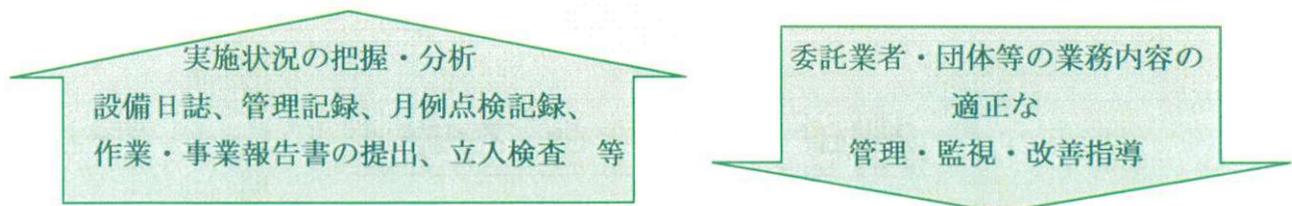
また、業務の一部を委託する場合でも、委託した業務に伴う委託先の行為については、当法人が全ての責任を負うものとします。業務管理を綿密に行い、経費削減につながる効率化を前提に、業務水準の確保と安全確保を徹底します。また、委託についての契約から管理・指導に至るまでの担当者を設置し、作業の進捗やスケジュール管理状況、連絡報告管理状況等についての**委託業者・団体等の業務内容を適正に管理・指導**し、設備管理及び事業運営の適正性を確保します。

委託管理責任者



担当部署担当者

委託事業仕様書の作成、委託契約の締結、委託業務の管理・指導



委 託 業 者 ・ 団 体 等

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理について

※ 聴覚障害者福祉センターの施設及び設備の状況を踏まえ、参考資料3の「2 施設管理に関する業務基準」の項を確認の上、保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等の実施方針について記載してください。

基本方針

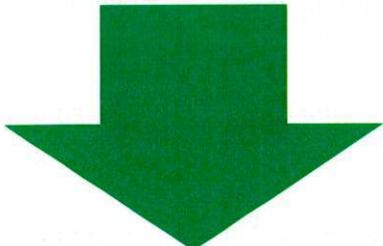
施設の維持管理業務は、「安全・安心の確保」「快適な利用環境」を通して、聴覚障がい者の福祉の増進を図るための施設の提供を行うために不可欠な業務であり、各種法令遵守のもと、適切に遂行し、「利用者サービス向上」を図ります。

1、法令遵守、
業務基準を最低限
とした維持管理

2、清掃、保守
点検等の計画化

3、予防保全
小規模修繕

4、省エネ
経費削減



利用者サービス向上

1、法令遵守、業務基準以上の維持管理

関係法令を遵守することはもちろんのこと、これまでの、聴覚障害者福祉センターの維持管理経験から獲得したノウハウをもとに、当法人と設備保守業者とが一体となり、建築物の保守管理について、外壁、内壁等の状態を監視、維持し、また、業務基準以上に日常点検、法定点検、定期点検等を行います。電気工作物については保安監視業務委託により更なる安全性を確保し、空調設備保守、昇降機保守、自動ドア保守、第1種圧力容器性能検査を実施して、建設設備等について、状態、性能を維持します。

a 簡易専用水道検査

水道法第34条の2の規定により1年以内ごとに1回、厚生労働大臣に登録した検査機関による検査を受けます。

b 消防設備点検

消防法第17条の規定により設置された消防用設備等を年2回点検し、その結果を消防長または消防署長に報告いたします。また、自家発電設備負荷運転試験も年1回行います。

c 電気工作物保守点検

電気事業法に基づき、年1回及び隔月点検(絶縁監視装置取り付け、主として運転中の施設点検・測定・試験)を行います。

d 受水槽点検

受水槽の有効貯水槽が10 m³を越えるため、水道法による点検を年1回実施します。

e 建物・設備法定点検

建築基準法12条の設備点検年1回、建築物点検は3年に1回実施します。

f 敷地内樹木剪定

施設の景観維持のため1年を通して行います。

g 電気工作物保安監視

遠隔保安監視により更なる安全性を確保します。

h 第1種圧力容器性能検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則によって性能検査を受検します。

各種設備の保守点検等にあたっては、利用者への影響を考慮した上で実施します。

2、清掃・保守点検等の計画化

利用者が快適に施設を利用し、快適な時間を過ごせるように、清掃内容や清掃方法の改善を継続的に行います。日常的な清掃の効果は、衛生上の清潔感を保つだけでなく、美観を維持して、利用者の快適で安全な施設利用に繋がります。担当職員1名の配置に加え、全職員適宜、清掃業務を行います。

(1)清掃の計画化

a 日常清掃・・・通年

フロア清掃

- 掃除機による集塵、水拭き掃除、ドライモップによる拭き掃除の実施
- 屑かごのゴミ回収 等

トイレ清掃

- 洗面台、鏡の洗浄及びふきあげ
- 消耗品補充
- 屑かごのゴミ回収、汚物処理・汚物入れ洗浄
- 便座・ノズル洗浄、便座電源点検
- 床面除塵、拭き掃除 等

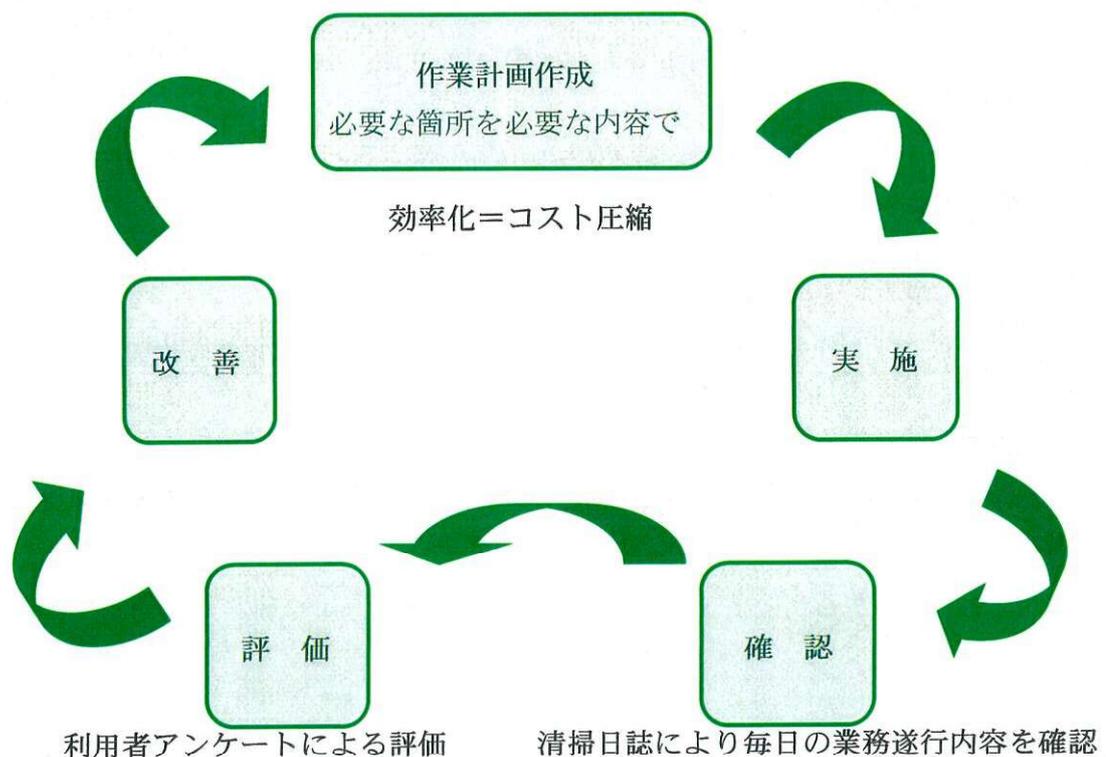
ガラス清掃

- 随時水拭き、乾拭き

外周清掃

- 塵芥物除去 等

日 常 清 掃 サ イ ク ル



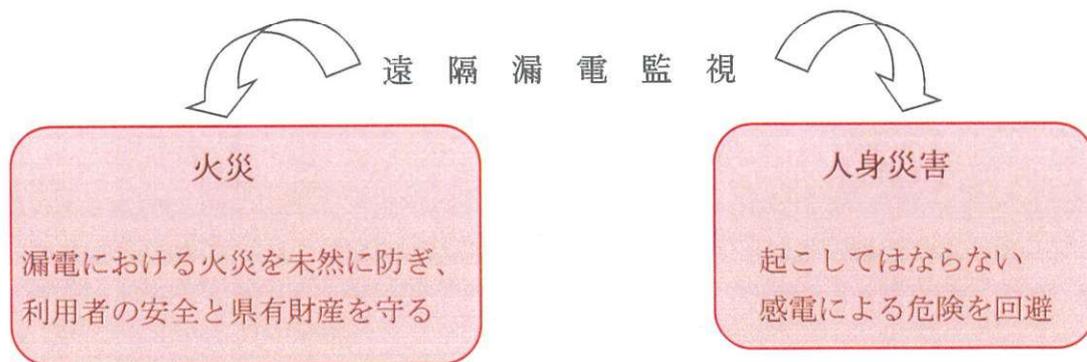
- b **定期清掃** **年 2 回**
 - フロア洗浄及びワックスがけ
 - トイレ清掃
 - ジュータン洗浄
 - 窓ガラス洗浄
- c **受水槽清掃** **年 1 回**
 水道法に基づき点検と合わせて実施します。
- d **害虫駆除** **年 2 回**
 建築物の衛生的環境の確保により実施します。
- e **汚水管高圧洗浄** . . . **適時**
 建築物の衛生的環境の確保により実施します。

清掃等に際しては、施設利用者の利用の妨げにならないように行います。

(2) 保守点検の計画化

- a **簡易専用水道検査** **年 1 回**
- b **消防設備点検** **年 2 回**
- c **電気工作物保守点検** **年 1 回及び隔月 (絶縁監視装置取付)**
- d **受水槽点検** **年 1 回**
- e **建物・設備法定点検** **設備点検年 1 回、建築物点検 3 年に 1 回**
- f **敷地内樹木剪定** **通 年**
- g **第 1 種圧力容器性能検査** **年 1 回**
- h **電気工作物保安監視** **常 時**

1980 年(昭和 55 年)設置の神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて、懸念されることのひとつに、「漏電トラブルから発生する可能性のあるリスク」があげられます。
 これに対して、絶縁監視装置による 24 時間漏電監視を行います。



(3) 保安警備業務

施設の維持管理担当者等による施設内外巡回を行うとともに、夜間・休館日は機械警備を導入して、24 時間 365 日、事故・火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全・財産の保全を図ります。工事関係者等の施設入退出に関しては、立会・入退簿によって適切に管理します。

3、予防保全、小規模修繕

予防保全の考え方にたち、電気設備、機械設備等の日誌及び月例点検記録の作成、点検・運転データの分析等をもとに、性能維持、修繕管理コストの適正化を図ります。また、設備の経年劣化に対しては、安心・安全確保のため、設備保守点検を確実にいき、事故やトラブルを未然防止、長寿命化を図ります。

小規模修繕については、施設維持管理担当者等による日常巡回により、危険箇所・建築物及び設備の不具合等を早期発見し、即時対応が必要な小規模修繕などは早急な対応をもって、常に安全かつ快適な利用ができるよう努めます。大規模な施設・設備の改修及び修繕においては、リスク分担表に基づき、県と協議のうえ対応し、適宜報告等の対処もすみやかに行います。

4、省エネ・経費削減

- (1) 備品は**備品管理簿で管理**します。また、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行います。破損・不具合等が発生した場合は所管課へ報告を行います。また、物品の帰属・処分・報告について掌握します。
- (2) 事務備品消耗品は、施設運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行います。不具合が発生したものは、随時更新を行います。
- (3) 指定された重要物品については、施設の運営に支障をきたさないよう**保守点検**を行い、破損、不具合が生じた場合は、直ちに障害福祉課へ報告を行います。
- (4) 水光熱費及び燃料費の削減を図るため、これまでのエネルギー使用量から適切な削減目標を設定し実践して、職員で経費削減に努めます。
- (5) 維持管理に使用する消耗品等には、グリーン購入適合商品を積極的に使用します。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(2) 苦情・要望等への対応

※ 利用者からの意見・要望の把握や事業等への反映の仕組み、苦情やトラブルへの対応について記載してください。

基本方針

利用者からの意見・要望等を積極的に取り入れることが、円滑な施設運営に必要とされていることです。また、苦情やトラブルがあった場合、申出者の人権を尊重するとともに、プライバシーを守り、申出人、当法人双方にとって意義あるものとするために、「社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会苦情解決に関する規則」を定め、この仕組みについて、館内掲示版に掲示するなどしてこの周知を図り、積極的かつ迅速・公平に対応し、業務等の改善につなげます。

利用者からの意見・要望について

利用者アンケートの実施

利用者等の設備、事業内容、職員の対応などに対する**意見・要望を把握**することにより、自己評価するとともに、施設運営を図り、利用者に対するサービスの向上を目指します。

実施方法

「**神奈川県聴覚障害者福祉センター利用者アンケート**」に記入してもらい、それを集計、分析します。アンケートの配布・回収は、次の方法により行います。

(1) アンケートの配布方法

- ① インターネットのアンケートツール及びホームページの活用。
- ② ロビー、カウンターに配架。
- ③ センター事業参加者に配布。

(2) 回収方法

- ①インターネットのアンケートツール
- ②郵送、FAX
- ③カウンターに設置する回収箱への投入。

提案箱の設置

来館者に対しては、ロビーに提案箱を設置し、利用者の**意見・要望の収集**、分析に役立てます。

意見・要望への検討・対応

「担当部署によるミーティング」・・・担当部署による意見・要望の集約・検討。

「施設長中心のミーティング」・・・施設長を中心の協議。

「全体でのミーティング」・・・職員全員参加による改善プランの策定。**事業等への反映。**

意見・要望に対する周知

館内掲示版に掲示することにより周知を図ります。

部屋利用、物品貸出に関しても、利用者からの様々な要望を取り入れるよう努めます。

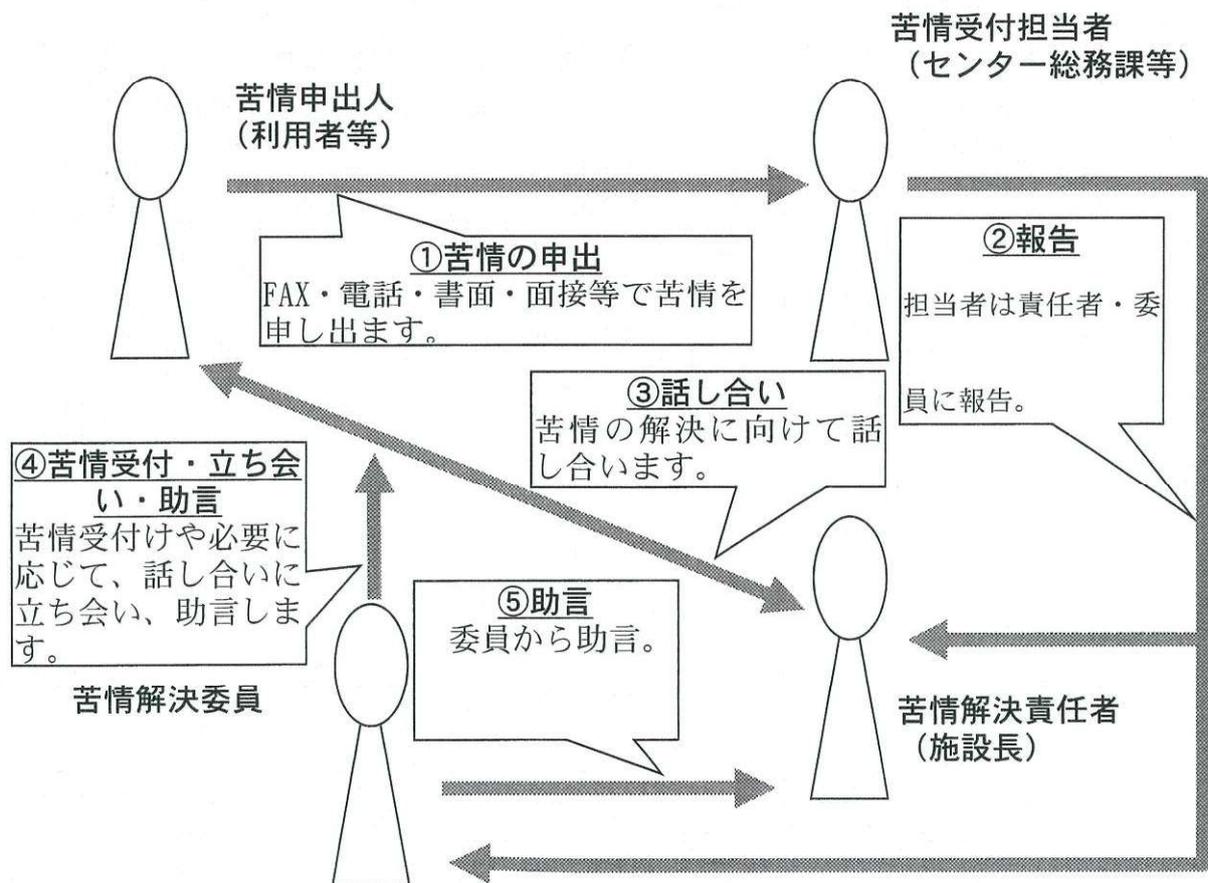
利用者からの苦情・トラブル

苦情解決に社会性や客観性を確保するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者や利用者等からの信頼性を有する者からなる苦情解決委員を選任します。

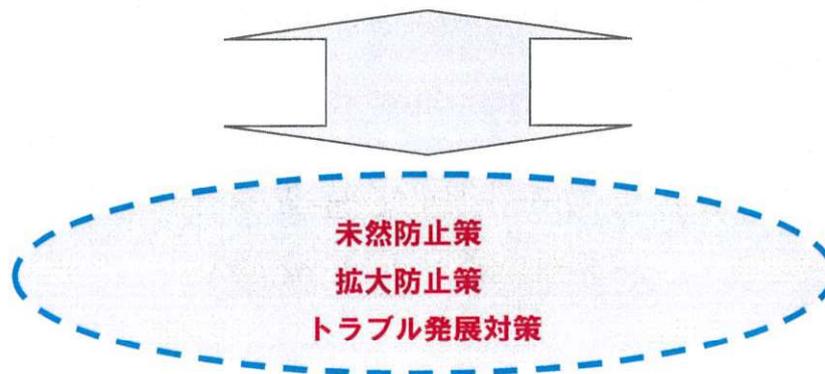
委員は、次の職務を行います。

- (1) 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨の申出人への通知
- (3) 利用者等からの苦情の直接受付
- (4) 申出人への助言
- (5) 当法人への助言
- (6) 申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い及び助言
- (7) 苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見聴取

<苦情解決の仕組み>



苦情・トラブルは発生以前に、職員の対応によって回避・収束できるものが多い。



未然防止策

全職員が「**サービス業であること**」の自覚を持つとともに、

- ・利用者への職員対応統一化
- ・段階的な苦情処理方法の研修への取入れ

を行い、いかなる体制をもっても発生し得る苦情・トラブルを発展させない対応を浸透させます。

拡大防止策

苦情発生による拡大防止には、

- ・常にできることについて伝える
- ・肯定的なフレーズを使う
- ・規則や規制を引き合いに出すのを避ける
- ・タイミングを見る

初期対応を徹底し、苦情発生時の拡大防止を行います。

トラブル発展対策

苦情の長期化＝トラブルと捉え、現場での素早い判断により、合理的な解決の道筋をつけ、

- ・関係各所への迅速な報告
- ・専門家や関係機関への協力要請

に留意して早期解決を図ります。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(4) 自主事業の実施

※ 施設の特性を効果的に活用し、団体として実施する自主事業の提案があれば記載してください。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 本部事業（自主事業）

基本方針

当法人は、聴覚障がい者の社会参加と福祉の向上をめざす法人理念のもと、手話通訳者・要約筆者派遣事業等の社会福祉事業を実施します。

事業の実施にあたっては、社会福祉法や障害者基本法、障害者差別解消法、個人情報保護法等の関連法令を遵守するとともに、聴覚障がい当事者団体及び支援者団体等との連携を図りながら、聴覚障がい者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。自主事業においては、市町村の意思疎通支援事業への側面的支援、企業等のイベントや研修における情報保障者の派遣等、指定管理事業の範囲に含まれない部分をカバーすることにより、聴覚障がい者の幅広いライフステージに対応するように努めます。神奈川県からの委託事業も受託します。

手話通訳者・要約筆者派遣事業

<目的>

聴覚障がい者（音声・言語機能障がいを含む。）と健聴者との円滑なコミュニケーションのために手話通訳者・要約筆者を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

公的な派遣制度を利用できない、講演会や企業内研修に聴覚障がい者が参加する場面で、企業・団体等の申請により、有料で手話通訳者あるいは要約筆者を派遣しています。

また、市町村に対する支援として、手話通訳者・要約筆者が市町村において不足した場合に、市町村からの申請により有料で派遣を行います。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、手話通訳者派遣に関しては神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳士、要約筆者派遣に関しては神奈川県要約筆者を配置し、専門的な知識と経験を活かした派遣コーディネートを行います。

<派遣費>

当法人の規定に基づき、申請者（団体）に派遣費等をお支払いいただきます。手話通訳者・要約筆者一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて次のとおりです。

時 間	金 額
最初の1時間まで	8,000円
2時間まで	10,500円
3時間まで	13,000円
～	～
10時間まで	30,500円

上記のとおり、最初の1時間は8,000円。更に、1時間増すごとに、2,500円を加算します。
(令和7年3月14日現在)

<研修>

手話通訳者・要約筆記者としての資質の向上を図るため、各々、年に1回以上の研修を開催しています。

<健康管理体制>

指定管理事業と共同で、手話通訳者・要約筆記者を対象とした頸肩腕障がい健診を実施し、現状の把握や前回との比較などにより、注意を喚起し、予防に努めています。

<保険>

手話通訳者・要約筆記者は県内各地に派遣されます。派遣現場や往復の経路での事故等に備えて、登録した手話通訳者・要約筆記者等を保険に加入します。保険は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行っている「福祉サービス総合補償」を用います。

講師等派遣事業

<目的>

手話・要約筆記など、聴覚障がいに関わる講義や技術指導をする講師及びアシスタントを派遣し聴覚障がい者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

企業、大学等の教育機関、行政、サークルなどからの申請により、聴覚障がい、手話、要約筆記など、聴覚障がいに関わる講義や技術指導をする講師及びアシスタントを派遣しています。

当協会では、技術指導に関しては、聴覚障がい者と手話通訳者または要約筆記者の2人派遣を基本と考え、申請団体に2人派遣の必要性を説明し理解を求める取り組みをしております。

また、聴覚障がい者を雇用する企業に対して、職場におけるコミュニケーションや、安定した職業生活に必要な助言指導を行う講師の派遣を行います。

<コーディネーター>

派遣業務を担当する職員は、神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳士、神奈川県要約筆記者を配置し、専門的な知識と経験を活かした派遣コーディネートを行います。

<派遣費>

当協会の規定に基づき、申請者（団体）に派遣費等をお支払いいただきます。講師・アシスタント一人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて次のとおりです。

区分	金額	
	2 時間まで	2 時間を超えた場合の 1 時間あたりの金額
講師（講演）	15, 000 円	7, 500 円
実技講師	12, 000 円	6, 000 円
アシスタント	8, 000 円	4, 000 円

上記金額には、講師・アシスタントが自宅から用務地へ赴く際に必要な交通費は含まれていません。（用務地が県外の場合は、別途交通費を請求します）

※高度、専門的な講演に係る講師の派遣については、別途協議（令和 7 年 3 月 14 日現在）

盲ろう者通訳・介助員派遣事業

<目的>

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的としています。

<派遣内容>

行政、企業、学校等からの申請により、会議や行事に盲ろう者を招く場合や雇用している盲ろう者が研修を受けるなどの場合に通訳・介助員を派遣します。

<派遣費>

盲ろう者通訳・介助員 1 人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のとおりです。

時 間	金 額
1 時間まで	8, 000 円
2 時間まで	10, 500 円
3 時間まで	13, 000 円
4 時間まで	15, 500 円
5 時間まで	18, 000 円
6 時間まで	20, 500 円

上記のとおり、1 時間の単価は 8, 000 円。更に、1 時間増すごとに、2, 500 円を加算します。

（交通費を含む。）

（令和 7 年 3 月 14 日現在）

聴障センターまつり

<目的>

聴覚障がい当事者団体、関係団体、地域住民及び関係する企業等との協働により、聴覚障がい、聴覚障がい者に関する情報等を発信するとともに、利用者及び地域住民との交流を深め、聴覚障がいおよび聴覚障がい者への理解を広めます。

<内容>

神奈川県聴覚障害者福祉センターを主会場に、参加団体（活動）紹介および手話、要約筆記体験や盲ろう体験、あるいは自主企画プログラム、模擬店、機器展示などを行います。

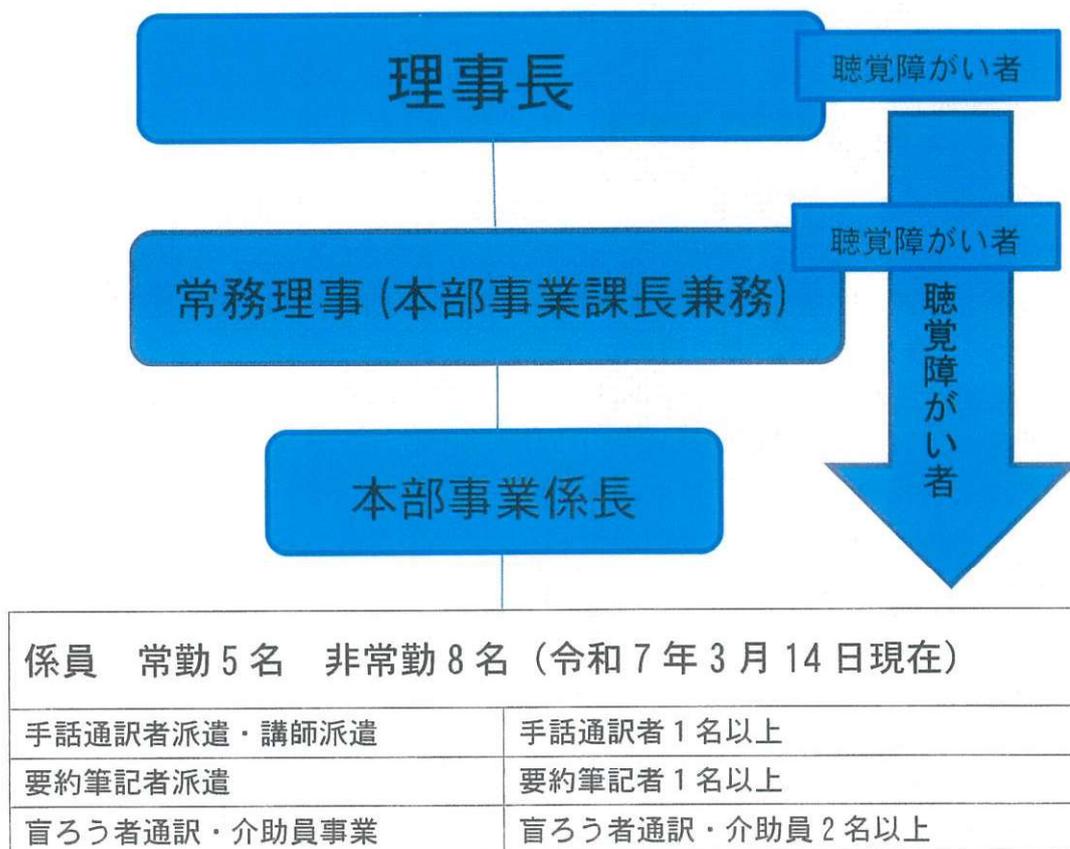
<運営>

聴覚障がい当事者団体、関係団体、地域自治会等に広く参加を呼びかけ、協働で運営を行います。

当事者主体の運営

事業実施は、聴覚障がいと盲ろうの障がいについての高い専門性が必要であり、かつ、提供するサービスは、聴覚障がいに関する情報提供、手話通訳、要約筆記、通訳・介助などの知識と技術が求められるため、聴覚障がい当事者の視点での発想が必要です。当法人では、理事長、常務理事とも聴覚障がい者であり、サービスを受ける立場からの視点で運営しております。

また、担当職員は、神奈川県手話通訳者あるいは手話通訳士、神奈川県要約筆記者、神奈川県盲ろう者通訳・介助員の資格を有した職員を配置しています。



将来的な聴覚障がい福祉

聴覚障がい者の福祉ニーズは、聴覚障害者情報提供施設での事業、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援事業の他にも、ろう重複障がい者、高齢聴覚障がい者を含め、就労や生活の場の確保、コミュニケーション問題への支援など様々なものが存在します。聴覚障がい者が、主体的に人生を送り、地域で自立し、地域住民として交わりながら自己実現を果たしていくためには、聴覚障がい者の特性を熟知した相談支援が求められます。

様々な課題は、ただちに解決できるものではありませんが、このように聴覚障害者情報提供施設でのサービスでは対応が困難なニーズについても、当法人は課題を認識し、行政を含め、当事者団体を中心とした関係諸団体と共に検討を行っていきます。

令和5年度本部事業報告

法人本部では、民間企業や教育機関、県行政及び市町村等に対し、有料での手話通訳者等派遣事業、講師等派遣事業を行いました。神奈川県委託事業として、神奈川県盲ろう者支援センター運営事業、遠隔手話通訳サービス事業、聴覚障がい児支援中核機能設置・運営事業を行いました。神奈川県盲ろう者支援センター運営事業は、盲ろう者通訳・介助員派遣、盲ろう者通訳・介助員養成講習会、現任研修会、相談事業を行いました。遠隔手話通訳サービス事業は、県機関、県内65の警察署、保健所や医療機関等にQRコードを配置して通訳を行いました。

聴覚障がい児支援中核機能設置・運営事業では、関係機関とのネットワーク、家族支援、巡回支援、聴覚障がい児の支援方法に係る研修を行いました。その他、相模原市及び横須賀市からの委託事業として手話通訳者養成事業等を行いました。

意思疎通支援者の派遣等の事業

(1) 市町村意思疎通支援事業への対応

聴覚障がい者個人への手話通訳者派遣は市町村の必須事業であるが、登録者が少ないことなどの理由により、14市町から手話通訳者派遣申請があり対応しました。派遣件数は昨年度対比で117.4%、派遣人数は昨年度対比で116.6%と増加しました。

要約筆記者については、13市町から要約筆記者派遣申請があり対応しました。派遣件数は昨年度対比で124.3%、派遣人数は昨年度対比で114.9%と増加しました。

ア 手話通訳者派遣

件数・派遣人数実績

区分	派遣件数	派遣人数
相模原市	13件	18人
平塚市	65件	73人
鎌倉市	28件	32人
藤沢市	10件	12人
小田原市	8件	9人
茅ヶ崎市	1件	2人
厚木市	7件	9人
伊勢原市	28件	37人
座間市	11件	12人
綾瀬市	9件	13人
大磯町	29件	41人
二宮町	4件	6人
大井町	3件	3人
愛川町	40件	42人
合計	256件	309人

イ 要約筆記者派遣

件数・派遣人数実績

区 分	派遣件数			派遣人数		
	手書き	パソコン	計	手書き	パソコン	計
相模原市	0件	2件	2件	0人	7人	7人
平塚市	4件	3件	7件	8人	9人	17人
秦野市	1件	1件	2件	2人	1人	3人
厚木市	0件	3件	3件	0人	3人	3人
大和市	1件	1件	2件	1人	1人	2人
伊勢原市	5件	0件	5件	5人	0人	5人
海老名市	0件	1件	1件	0人	1人	1人
藤沢市	1件	0件	1件	1人	0人	1人
綾瀬市	0件	3件	3件	0人	5人	5人
逗子市	0件	1件	1件	0人	3人	3人
寒川町	1件	0件	1件	1人	0人	1人
二宮町	1件	1件	2件	1人	4人	5人
開成町	2件	0件	2件	4人	0人	4人
合 計	16件	16件	32件	23人	34人	57人

(2) 手話通訳者派遣

企業や公共団体等が実施する会議や行事等で、申請者が派遣費用を負担する場合に、手話通訳者を派遣しました。前年度対比では派遣件数は99%、派遣人数は100.8%とほぼ横ばいでした。

また、感染予防対策を継続し申請者へ会場の換気、咳エチケット、体調不良時のセルフチェック等の協力を依頼し、手話通訳者にも依頼書送付の際に体調不良時の連絡、マスクの着用について等のお願い文書と不織布マスクを同封しました。また、透明マスクの劣化や破損した場合に新たな透明マスクの提供を行いました。

派遣件数・派遣人数実績

区 分		派遣件数	合計	派遣人数	合計
企 業 等	県センター	165件	249件	368人	520人
	川崎情文	84件		152人	
県 機 関	県センター	119件	121件	187人	191人
	川崎情文	2件		4人	
教 育 機 関	県センター	125件	126件	273人	275人
	川崎情文	1件		2人	
司 法 機 関	県センター	55件	75件	66人	89人
	川崎情文	20件		23人	
政 党 関 係	県センター	22件	27件	41人	46人

	川崎情文	5件		5人	
個人	県センター	1件	1件	1人	1人
	川崎情文	0件		0人	
その他	県センター	256件	596件	447人	954人
	川崎情文	340件		507人	
合計	県センター	743件	1,195件	1,383人	2,076人
	川崎情文	452件		693人	

オンラインでの手話通訳派遣件数・人数

区分	派遣件数	合計	派遣人数	合計
県センター	169件	265件	292人	458人
川崎情文	96件		166人	

(3) 要約筆記者派遣

企業や教育機関および法人本部の事業や会議などに派遣を行っています。

感染予防対策を継続し申請者へ会場の換気、咳エチケット、体調不良時のセルフチェック等の協力を依頼し、要約筆記者にも依頼書送付の際に体調不良時の連絡、マスクの着用について等のお願い文書と不織布マスクを同封しました。令和5年度は、昨年度対比では、派遣件数120%、派遣人数131%と回復しています。

派遣件数・派遣人数 実績

区分	派遣件数				派遣人数				
	手書き	パソコン	小計	合計	手書き	パソコン	小計	合計	
企業等	県センター	3件	12件	15件	17件	12人	50人	62人	70人
	川崎情文	0件	2件	2件		0人	8人	8人	
県機関	県センター	5件	14件	19件	19件	9人	53人	62人	62人
	川崎情文	0件	0件	0件		0人	0人	0人	
教育機関	県センター	0件	9件	9件	9件	0人	22人	22人	22人
	川崎情文	0件	0件	0件		0人	0人	0人	
司法機関	県センター	1件	0件	1件	3件	1人	0人	1人	9人
	川崎情文	1件	1件	2件		2人	6人	8人	
政党関係	県センター	0件	0件	0件	2件	0人	0人	0人	2人
	川崎情文	2件	0件	2件		2人	0人	2人	
個人	県センター	0件	0件	0件	0件	0人	0人	0人	0人
	川崎情文	0件	0件	0件		0人	0人	0人	
その他	県センター	27件	31件	58件	83件	69人	125人	194人	260人
	川崎情文	14件	11件	25件		22人	44人	66人	
合計	県センター	36件	66件	102件	133件	91人	250人	341人	425人
	川崎情文	17件	14件	31件		26人	58人	84人	

オンラインでの要約筆記者派遣件数・人数

区分	派遣件数				派遣人数			
	手書き	パソコン	小計	合計	手書き	パソコン	小計	合計
県センター	0件	12件	12件	18件	0人	47人	47人	71人
川崎情文	0件	6件	6件		0人	24人	24人	

(4) 講師等派遣

手話講習会や手話サークル、要約筆記サークルなど地域において聴覚障がいに関する理解を深める学習会などに講師等を派遣し、手話や要約筆記の普及、聴覚障がい者への理解の促進等により、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境づくりをめざす事業です。大学の手話指導は、令和5年度より全て対面授業による手話指導を行いました。他の機関でも一部オンラインによる指導はありましたが、ほぼ参集型の手話講習の実施となりました。昨年度に派遣のあった大学の手話授業のカリキュラムがなくなったことにより前年度対比では、派遣件数は84.9%、派遣人数は87%と減少しました。

また、感染予防対策を継続し申請者へ会場の換気、咳エチケット、体調不良時のセルフチェック等の協力を依頼し、講師等にも依頼書送付の際に体調不良時の連絡、マスクの着用について等のお願い文書を同封しました。透明マスクの劣化や破損した場合に新たな透明マスクの提供も行いました。

派遣件数・派遣人数実績

区 分	派遣件数	派遣人数
企 業 等	3件	6人
県 機 関	16件	40人
市町村機関	21件	39人
教育機関	38件	76人
サークル	12件	12人
そ の 他	11件	21人
合 計	101件	194人

(5) 盲ろう者通訳・介助員派遣

主に行政機関等が主催する会議や講演会等への派遣において、主催者である行政機関等が申請者となり盲ろう者通訳・介助員の派遣費用を負担する派遣事業を実施しました。大学院からの派遣申請が多数あったため、派遣件数は昨年度対比で157.0%、派遣人数は昨年度対比で169.0%となりました。 派遣件数・派遣人数実績

区 分	派遣件数	派遣人数
企 業 等	8件	13人
県 機 関	16件	32人
市 町 村	1件	1人
教育機関	21件	50人
司法機関	0件	0人
個 人	0件	0人
そ の 他	28件	31人
合 計	74件	127人